

対日講和会議参加問題と中華民国政府の対応——1950～1952年——

(青山学院大学大学院) 深串 徹

[要旨]

本稿は、1950年代初頭の中華民国政府が、対日講和問題が浮上した際にいかなる政策を展開したかを考察する。当初、国府が最も重視していたのは平和条約の中で台湾の領有権を明確化することであったが、米国の賛同が得られず、その目標は戦勝国の一員として講和会議に参加することそのものに切り替えられた。この間、国府は自らの理想とする対日講和実現のため、日米両国に対して工作を行う。しかし、講和会議参加が不可能になり、日本との二国間平和条約締結が課題となると、敗戦国に対して講和を申し出る形となることを忌避し、対日工作を中止した。結局、日華両国が直接交渉に至るまでの調整は、そのほとんどが米国によって担われたのである。

はじめに

1952年2月、中華民国政府（以下、国府）⁽¹⁾と日本の代表は台北で平和条約締結交渉を開始し、約2か月後の4月28日、日華平和条約を締結した。多くの先行研究がすでに明らかにしているように、元々国府は対日講和会議への参加を目指していたが果たせず、日本と個別に二国間条約を結ぶことになったのであった。それゆえ、サンフランシスコ講和条約とは別個の平和条約を交渉する席につくことは、国府にとって決して本意な形ではなかったのである。

講和会議参加問題をめぐる国府の対応に関する研究の嚆矢となったのは、台湾における既公開の外交史料を利用した石井明の論文である⁽²⁾。しかし、史料的制約から、顧維鈞駐米大使や葉公超外交部長らの部分的な動向は明らかになったものの、国府の政策構想やその決定・実施過程が十分に解明されたとは言い難い。その後、日華講和に関する研究は、主に次の三種類の問題意識から進められる。第一に、日本政府に、1950年代初頭の

時点で中国との間に政治的関係を樹立する意図・可能性があったのかを検討するもの⁽³⁾。第二に、日本と「中国」間の戦後処理がどのようになされたかを探究するもの⁽⁴⁾。そして第三に、台湾の国際法的地位が日華平和条約によって確定されたかどうかを探るものである⁽⁵⁾。廉徳瑰や劉維開など少数の研究⁽⁶⁾を除けば、総じて近年の研究は、「国府外交史」からの関心よりも、日中関係史や台湾政治などの問題意識を出発点に、分析が行われる傾向がある。また、日華講和の問題を、国府の対日政策史の一部としてではなく、米華関係や日米関係の文脈の中で検討する研究が多数を占めている。

それゆえ、従来の研究においても、日華講和に関する次の二つの問題は、いまだ十分に解明されたとは言い難い。第一に、国府にとって、日本との平和条約締結にはどのような意義が存在すると認識されていたのか。第二に、日本との条約締結交渉開始にこぎつけるまでに、国府は対米交渉以外のいかなる努力を払ったのかという問題である。

本稿は、台湾・米国・日本における既公刊・未公刊の史料を用いて上述の諸問題を検討し、戦後日華関係の端緒がいかなるものであったかを、国府側の視点から明らかにすることを目指す。以下、第一章では、対日講和問題に対して国府がいかなる政策目標を設定したかを考察し、第二章は、その目標が変更される過程と、新しい目標実現のため政権内で構想されていた対日工作案を取り上げる。第三章では、吉田茂から対華講和に前向きな回答を得たにも拘わらず、英米両国によって「中国」代表が講和会議から排除されるに至る間の国府の対応を検討し、第四章は、対日二国間条約の締結を新たな目標と定めた国府が、対日工作を中止して必要な諸調整を全て米国に委ねたこと、その背景に政治的威信上の考慮があったことを明らかにする。

I. 対日講和問題の浮上と、国府の対応

国府駐米大使顧維鈞はその回想録の中で、1950年4月下旬頃から、國務省顧問のジョン・フォスター・ダレス（John Foster Dulles）と対日講和問題について意見を交換していたと記している⁽⁷⁾。前年12月に中央政府を台湾に移転させたばかりの国府であったが、早くも3月には立法院外交委員会において対日平和条約の速やかな締結が立法委員から提言されるなど、講和実現を求める声が高まりつつあった⁽⁸⁾。国府外交部は5月7日、顧維鈞に対し、米国が講和問題に関して具体的な計画を有しているか探るよう訓令している⁽⁹⁾。

6月1日、日本外務省は、「戦後日本の移り変り」と題する情報部発表を行い、実現困難な全面講和を当てにして占領状態が長引くことは許容出来ないとして、「わが国を独立対等の国として認めてくれる」国との間にまず講和条約を結び、順次講和相手を増加させて行くという方針を表明する⁽¹⁰⁾。日本政府のこのような意思表示に加え、同月中旬にダレスと米国防長官、統合参謀本部議長

らの訪日が予定されていることから、顧維鈞は、講和問題に転機が訪れたと判断した。6月2日、駐米大使館は本国に向けて、平和条約の内容に関する方針を速やかに決定するよう要請する⁽¹¹⁾。

このような中、6月25日に朝鮮戦争が勃発した。その2日後、米国のトルーマン（Harry S. Truman）大統領は第七艦隊を台湾海峡に派遣し、中国による「台湾解放」と国府による「大陸反攻」双方を牽制した。さらにトルーマンは、いわゆる「台湾中立化宣言」を発し、「台湾の将来の地位の決定は、太平洋における安全の回復、日本との平和条約の締結、あるいは国連による考慮が待たれるべきである」⁽¹²⁾と声明したのである。後に、ダレスは顧維鈞に次のように説明している。台湾の法的地位を一時的に凍結したのは、台湾が「中国」に帰属するとした場合、米国が台湾防衛のため第七艦隊を派遣する根拠が失われてしまうからである、と⁽¹³⁾。

しかし、国府にとって「台湾中立化宣言」は、台湾統治の根拠を揺るがしかねない危険性をはらむものであった。そもそも、戦後国府が台湾接收の拠り所としたのは、1943年に発表されたカイロ宣言が「台湾、澎湖島の如き日本国が清国人より盗取したる一切の地域を、中華民國に返還」⁽¹⁴⁾すると規定していたことにあったが、「台湾中立化宣言」はこれを無実化するものだったのである。6月29日、葉公超外交部長は声明を発表し、米国の措置を原則上受け入れるとしつつ、国府の台湾に対する主権が影響を受けることはないと言明して、法的地位未定論を牽制した⁽¹⁵⁾。こうして、国府にとって対日平和条約の締結は、単に第二次世界大戦の戦後処理というだけでなく、自らが地盤とする台湾という空間の領有権にも関係する問題へと変貌したのである。

総統府機要室主任の周宏濤の回想によれば、8月19日、蔣介石は行政院長陳誠、総統府資政張群、外交部長葉公超、総統府秘書長王世杰、行政院秘

書長黄少谷らを招集し、対日講和問題を討議したという。その席上、蔣介石は、以下の三つのシナリオを提示した。最も望ましい第一のシナリオは、日本と直接条約を締結し、台湾を法的に「回収」する。次善のシナリオは、米国の政策に順応し、台湾の法的地位を凍結する。そして第三が、暫時正式な平和条約を締結せず、情勢の推移を待つというものであった。一方蔣は、カイロ宣言により台湾が国府に返還されたという立場を公式には堅持し、人民の動揺を抑えるよう指示したという⁽⁶⁾。これらの発言からは、国府にとって平和条約の中で台湾の地位を法的に明確化することが、対日関係の修復にも優先する課題であったことがうかがえる。

もっとも、現在のところ、周が回想するこの会議の内容が正確なものであるかどうか、その他の資料から裏付けることは出来ない⁽⁷⁾。しかし、9月に葉公超外交部長が講和問題に関して特に注意すべきこととして顧維鈞に打電した内容は、当時の国府の関心がやはり台湾の法的地位問題に向けられていたことを示していた。

- (1) 平和条約の内、我々にとって最も重要な問題は、台湾が我が国に返還されることである。
- (2) もし日本が二国間条約の交渉・締結権を獲得した場合、日本が我々と条約を結ぶことを欲するかどうか、差し迫った問題となる〔以下、略〕⁽⁸⁾。

しかしながら、このような優先順位のつけ方が、国府の上層部全員によって合意されていたわけではなかった。例えば、顧維鈞は、台湾の法的地位は名目的な問題に過ぎないと考えていたのである。10月27日、顧は王世杰に打電し、目下必要なのは国府の代表権を保持することと台湾の安全を確保することであり、その他の法律理論は重視する必要はないと建言している⁽⁹⁾。代表権の保持と

は、「中国」を代表して日本との平和条約を締結することに他ならない。

顧維鈞と首脳部はさらに、日本からの賠償問題についても立場を異にした。10月20日、ダレスは顧維鈞に対し、対日講和に関する米国の方針をまとめた「対日講和七原則」を手交する⁽¹⁰⁾。「七原則」は、その第三項目で台湾の法的地位問題に関連して、「台湾、澎湖諸島、南樺太、千島列島の地位については、英、ソ、華、米の将来の決定に委ねる。ただし条約発効後一年以内に決定を見なかった場合には、国際連合の総会がこれを決定する」と規定し、さらに第六項目で賠償問題に触れ、日本からの賠償について「すべての当事国は、1945年9月2日以前の戦争行為から生じた請求権を放棄する」と記していた。この際ダレスは口頭で、講和後の日本経済については、占領中に課されていた各種の制限を撤廃し、自給を可能とさせる方針であると伝えている。これに対し顧は、国府には報復の意思はないと応じ、もとより日本が再び軍国化して脅威となるのは望まないが、共産党勢力に攪乱されないだけの実力を備えることは希望すると回答する。次いで、賠償問題については、国府が受けた損害は甚大なため完全な放棄は困難であり、依然として若干の賠償を獲得するつもりであると表明したのである⁽¹¹⁾。

しかし、国府首脳部は顧維鈞ほど、賠償獲得に強い執着を持っていなかった。10月31日、行政院長陳誠の官邸に王世杰、黄少谷、葉公超の他、行政院副院長張厲生、総統府国策顧問陶希聖、外交部政務次長胡慶育らが招集され、「七原則」への対応を協議する。会議では、米国の対日賠償放棄要求は国府の希望に反するものの、反対しても実益は少ない上、「対日示恵の精神」にも合わないで原則上は同意すべきであるが、付帯条件として獲得物資や現金補償など賠償以外の面での優遇を要求することが決定された。また、国府が最重要事項と位置付けていた領土問題について

は、台湾と澎湖が法的にも事実上も国府の領土であるという主張は継続するとし、米国はこのような立場を必ずしも支持していないが、同時に国府側の事情を諒解もしているという認識を示していた。そこで、同問題については可能な限りその決着を先送りし、「七原則」が規定する「条約発効後一年」という期間を延長すること、さらに、南樺太・千島の問題と台湾・澎湖の問題は同時期に、同様の解決がなされるよう米側に要求するものとされた。そして、日本の再軍備については、米国の主張は国府のものと近いと認め、賛同を表明するとの方針が固められたのである²⁴。

数日後、米国の「七原則」に対する方針が首脳部によって決定され、王世杰から蒋介石に提出される。同方針は、まず対日講和をめぐる情勢分析と基本精神の確認を行い、その後具体的案件への対応策を定めていた。その冒頭部分は次の通りである。

我が国の現在の国際的地位は極めて低く、対日講和に対する発言力は非常に微弱である。さらに、日本にとっては、ソ連や中共の参加しない平和条約は限定的な価値しかないため熱意を抱けるものではなく、我が国との講和に二の足を踏むことは避けられない。ゆえに、現在我が国にとって対日平和条約を協議する利益はない。しかし、前述のように米側はすでに決意を固めており、我が国の反対は無益である。駆け引きを行い、〔講和が〕先延ばしになっては、米国の重大な反感と誤解を招くだろうし、我が国の対日寛大のスローガンにも反するものである。情勢に応じて、極力米側と協力し、日本に対しては寛大さを示すことで、米側には進んで我が国を助けるようにさせ、日本には我が国に冷淡にならないようにさせれば、依然として我が国は平和条約の締結に参加出来る〔以下、略〕²⁵。

このような認識の下、同方針は、領土問題、賠償問題、日本の再軍備問題等については、前出の行政院会議の結論と同様の提言を行った。この方針は、米国の顧維鈞にも伝えられているので²⁶、蒋介石の裁可を得たものと見られる。一方、顧維鈞は11月8日に葉公超に打電して、賠償問題に関しては「国民の感情と、フィリピンが強硬に賠償を求めていることにも鑑み、賠償放棄はその他の国々も全て放棄に同意することを条件とするべきである」²⁷と進言した。この提案は中央でも受け入れられ、翌年1月22日に米側に伝えられた「七原則」に対する国府の正式回答には、この付帯条件が加えられた²⁸。

後日、極東委員会の国府代表を務めた李惟果は顧維鈞に対し、外交部が賠償の全面放棄という重要問題に関して唐突に米国に追随したことを批判した上で、政府が条件付き放棄という立場を採択したのは顧の建言によるものであったと称賛したという。これについて顧は、「この留保は政府の中国人民に対する立場を守ったものである、何と言っても、中国人民は日本の侵略の最大の被害者なのだから」と答えたと、その回想録に記している²⁹。

国府の「七原則」に対する回答が顧維鈞の建言を反映したものであったことは、1951年に作成されたと見られる文書「日本賠償返還及び工業水準等問題の覚書」によっても確認出来る³⁰。他方、同文書は、「顧大使の方式」でも依然として賠償獲得は困難であるから、平和条約内に日本が2億米ドルを国府に償還する旨規定するよう米国に要請し、象徴的な賠償と位置付けることを提案していた。また、一部英連邦諸国から提出されていた、日本の工業水準に制限を課すという要求に対して文書は、現在同問題に口をはさむのは賢明ではなく、英米両国の協議を待つべきとしていた³¹。国府として、講和後の日本のあり方について関与することは、現実的な課題として設定されてい

かったことが見て取れよう。

II. 「法的地位」問題の棚上げと、講和会議参加のための対日工作案

1951年1月22日に顧維鈞からダレスに手交された米国の七原則に対する国府の回答には、講和会議の早期開催を希望するが、もし一部の国家の妨害により開催が不可能となるなら、日本と二国間平和条約を締結することに同意する。ただし、可能な限り各国間で共同の条約が用いられることを望むと記されていた⁸⁹⁾。その少し前の1950年12月19日、ダレスと面会した顧維鈞は、国府との条約締結を日本政府は希望するだろうかと質されたのに対し、対中貿易は共産党政権に統制され利益が少ないこと、最近日台間に貿易協定が締結されたこと、安全保障上の観点からも日本は民主主義陣営に接近する必要があること等を挙げて肯定的に回答している⁹⁰⁾。前章で見た国府中央の認識と比較すると、顧維鈞は日本の態度に関してやや楽観的であったと言えよう。しかし、講和会議開催が不可能であれば二国間講和に同意するという上述の回答からは、この時点では国府中央も対日講和の実現に対して、さほど懸念を抱いてはいなかったものと考えられる。

1951年3月、米国は極東委員会の全構成国、さらに日本、韓国、インドネシア、セイロン等各国に対日平和条約の草案を送付する。国府側には28日に手交された同草案は、「日本は朝鮮、台湾及び澎湖諸島における一切の権利、権原と請求権」を放棄するとのみ記し、どこに帰属するかについては言及していなかった。一方、南樺太と千島については、「日本は樺太南部とその付近の島嶼をソ連に返還し、また千島列島をソ連に引き渡す」と、その帰属先を明記していたのである⁹¹⁾。それは、台湾の法的地位のみを意図的に曖昧なままにするものであり、顧維鈞が抗議したように、国府にとって差別的な内容であった⁹²⁾。

さらにその二日後、すでに前年に中国政府を承認していた英国が、一通の覚書をダレスに提出する。同覚書は、第一に、「中国中央人民政府が、対日講和条約締結のいかなる交渉においても参加するよう招請されるべきである」とし、第二に、「日本は台湾に対する主権を放棄し、これをChinaに割譲することを必要とする」と規定していた⁹³⁾。4月11日、駐米大使館は、米国国務省の報道官が同覚書の存在を公式に認めた旨外交部に報告するが⁹⁴⁾、この日はちょうど、蔣介石が深い信頼を寄せるマッカーサーが、朝鮮戦争をめぐるトルーマンとの路線対立から連合軍最高司令官の職を解任されたとの報告が蔣介石に届けられた日でもあったため⁹⁵⁾、蔣は二重の意味で英米両政府に対して不信感を募らせたものと推察される。4月13日、蔣介石はマッカーサー慰問のため、中国広播公司総経理董顯光の日本派遣を決定する⁹⁶⁾。董の訪日には、後述するように、講和問題に対する日本政府の態度を探る密使としての任務も含まれていた。

しかし、米国の対日平和条約草案への反発の一方で、この頃国府内部では、領土問題に関して一定の妥協を行うことも模索され始める。4月10日作成の、草案への対応策を検討した外交部の文書では、台湾澎湖の法的地位問題をめぐって米国と齟齬をきたすのは得策ではなく、①日本の千島・南樺太および台湾澎湖の放棄に関する記述は全て同一の条項内に規定するよう米国に要求する、②条約内に「台湾澎湖はカイロ宣言とポツダム宣言に則り、速やかに中国への返還手続きが遂行される」という一項を加える、③条約締結時に、台湾澎湖が我が国領土に属することを声明する、という三案のいずれかで対応することが提案されていた⁹⁷⁾。

領土問題に対するこのような姿勢の変化は、行政院に設置された「対日和約研究小組」の第二次会議においても現れた。同会議は、陳誠、張群、

王世杰、黄少谷、葉公超、陶希聖、胡慶育の他、台湾省主席呉国禎らが出席して開催され⁽³⁹⁾、そこで得られた結論は蔣介石に提出されている⁽⁴⁰⁾。同会議で得られた結論は次の通りである。

第一に、目下国府にとって最も重要なのは対日平和条約締結の機会を獲得することである。台湾経済は日本に依存する部分が多く、日華関係の中断は経済的に深刻な影響を及ぼす。さらに、現在米国は日本を反共陣営の重要な一員として育成することを目指しており、日華両国はいずれ緊密な協力関係を築くことになるだろうが、もし平和条約が調印出来なければ、日本との「反共合作」への重大な障碍となる。

第二に、平和条約締結のため最も肝心なのは、日米両国の態度である。米国は概ね国府に友好的であるが、これは従来米側に示して来た協調的態度が功を奏したものと見える。対日講和問題においては、可能な限り米国と異なる立場をとることは控え、その同情を勝ち取らなければならない。

他方、日本が国府との関係樹立を希望するかどうか、現時点では確定的でない。そこで「小組」は、以下のような対日工作の実施を提言した。第一に、日本朝野の人士と極力連絡をとること。第二に、日本との経済的な「合作」の推進である。後者に関しては、数日前に吉田茂首相が駐日代表団団長何世礼に対して食塩の輸入増加を希望し、何からは日本産肥料の輸入を要望するというやりとりがあったことを引き合いに出して⁽⁴¹⁾、このような経済方面の協力により、対華関係の必要性を日本側に認識させることが目的とされた。

しかし、従来の経緯から考えた場合、「小組」の結論の内最も重要な部分は、やはり領土問題に関する次の提言であった。すなわち、「小組」は、もし千島・南樺太と台湾澎湖を同列に扱うという要求が米国の同意を得られなかった場合、条約締結後別途声明を発し、平和条約成立により台湾の返還手続きは終了した旨宣言するよう提言したの

である。

これらの結論は、蔣介石にも採用される。4月17日、蔣が発表した対日講和方針は次の通りであった。

一、日本と平和条約を締結する連合国は、我が国をその一員とする。連合国の一員という地位を失ってはならない。

二、我が国の台湾に対する統治権を損なわず、台湾での内政に干渉しない。

三、台湾、澎湖はいかなる軍事的干渉や侵犯も受けず、我が国の「大陸反攻」の基地としての地位を固めること。

四、以上の三原則に基づき、対日平和条約を締結する。台湾、澎湖の地位問題については、すでに事実上我が国に回収され、実効統治されているため、その名義について争う必要はない〔以下、略〕⁽⁴²⁾。

第四項目から分かるように、台湾の法的地位問題を米国と争うことは、この時点で正式に最優先事項から除外された。以後、国府の最大の目標は、連合国の一員として対日平和条約を締結することそのものへと切り替えられる。そして、この時点では、対米折衝と対日工作を同時に展開することが、具体的な取り組みとして構想されていたのである。

Ⅲ. 「ダレス・モリソン了解」と「中国」の講和会議不参加

4月30日、マッカーサー慰問のため訪日中の董顯光が、吉田茂と会談した⁽⁴³⁾。会談では、董がまず講和問題に関する方針を問い質し、吉田はそれに答えて、国府が平和条約の締結国の一国となることを望むと表明する。董が、それは日本政府の見解かと確認すると吉田は肯定するが、その発言を政府上層に報告しても良いかと質されると、「反

対はしないが、我々が外部の情勢までは統制出来ないことを覚えておいて欲しい」と、ややトーンを落とした。ともあれ、吉田が条約締結の意思を明言したことは国府にとって朗報であった。その一方、中国共産党政権の評価をめぐっては、以下のように両者は食い違いを見せる。

吉田：私がダレス氏に述べたのは、日本は中国が侵略するとは思っていないということです。日本は島国であり、日本は中国を侵略したが、中国は一度も日本を侵略したことがないことは、歴史が述べているところです。私はまたダレス氏に、中共といえども日本に進攻はしないでしょうと言いました。ダレス氏は「それは自らを欺く話だ」と言いましたが、私はなおも意見を譲らなかったのです。日本には中共が進攻して来るという恐怖はありません。

董：平時なら、私もあなたの意見に同意したでしょう。しかし、現在の情勢では、私もダレス氏の意見を支持します。機会さえあれば、中共は日本に進攻するでしょう。なぜなら、中共には自立性がなく、ソ連に盲従し、その命令には絶対に服従するからです。

さらに、吉田が日本の再武装を否定すると、董は不安を表明するが、吉田はほとんど気にも留めないかのように鷹揚な発言を繰り返した。両者間の懸隔は、話題が戦前の国際関係に及んだ時にさらに広がるが、董が将来の関係に話を転じることでひとまず修復される。

董：ならば、もしソ連があなた方を不意に攻撃した場合、誰があなた方を防衛するのでしょうか。

吉田：私はあなた達に、我々の保障となって頂きたい。

董：我々は小島に撤退しており、ほとんど自分

自身を助けることすら出来ない状況です。我々があなた方に出来ることはほとんどありません。もし我々が協力すれば、出来ることは多くなるでしょう。

吉田：それは本当です。もし平和条約が締結され、日本が独立を回復すれば、我々はあなた方の外国における第五列となり、さらにあなた方のために宣伝をすることも出来ます。しかし、過去にあなた方は英米に影響を及ぼし、両国をして我が国に反対するよう仕向けました。このことの我々にとっての害は少なくありませんでした。私が申し上げているのは、顧維鈞のような青年たちです。英国が日英同盟を終結させたのも、こうした青年たちの活動の結果でした。董：日英同盟の終了は、米国の圧力です。あなたのおっしゃるのは一面に過ぎません。さらにもう一つの面は、あなた方が中国を侵略したことです。もし日本が中国を攻撃しなければ、共産党の脅威も発生せず、中日両国は繁栄出来たでしょう。私たちは、このことを早く忘れてしまふべきで、早ければ早いほど両国にとって良いでしょう。私たちは、経済協力という新しい基礎の上に、関係を構築し直しましょう。まだ遅すぎるということはありません。

吉田：おっしゃる通りです〔以下、略〕。

この会談の内容は、王世杰から蒋介石に報告された⁴⁴⁾。5月31日、ダレスと会談した顧維鈞も、吉田茂が国府の講和会議参加に賛成であることを、吉田本人から密かに告げられている旨紹介している⁴⁵⁾。駐米大使も吉田の発言を知悉していたことは、この内容が国府内部で重要視されていたことを示すものであろう。

しかし、吉田発言はあくまで個人的なものに過ぎず、日本政府としての公式見解ではなかった。5月18日、米国の駐日政治顧問シーボルト(William Joseph Sebald)が、対日講和における「中国」問

題について日本政府の意向を打診する。これに対して日本外務省が準備した回答案は、国府が「他の署名国が出席しない別個の儀式において、別の謄本に対して同時に」署名を行うか、もしくは「日本政府および国民政府間に取り決められたところに従う、後の署名または加入」というものであった。外務省は、国府と何らかの条約か協定を個別に結ぶことは首肯したが、国府が講和会議に参加することは希望しなかったのである⁴⁶⁾。

そして、それは米国の期待していた回答でもあった。翌19日に吉田が、「他の聯合國と同時に、同一の儀式において」国府との条約締結を希望するよう回答案を変更させると、井口貞夫外務次官からそれを受け取ったシーボルトは、そのような方式は英国等の反対があり問題である旨すでに吉田には説明したのだが、と意外感を示したのである。これに対し井口は、「そうとなれば、問題はきわめて答えやすい」として、前日の外務省案を再提出した⁴⁷⁾。国府の講和会議参加を望むという吉田の発言は、事務当局によってあっさりと否定されたのである。

しかし、吉田がその後自らの訓令に固執した形跡はないので、おそらく吉田にとって講和会議における「中国」問題は二次的な問題に過ぎず、その詳細や得失についてこの時点では十分に把握していなかったものと考えられる。実際、先行研究が指摘しているように、当時吉田が最も優先的な課題と位置付けていたのは、講和会議の開催そのものであった⁴⁸⁾。

さて、シーボルトを通じて日本側の意向を確かめたダレスは、6月3日から14日まで英国を訪問する。目的は、「中国」問題をめぐる米英間の対立を調整することであった。この直前、顧維鈞はダレスと面会し、英国が国府の平和条約参加に反対しており、米国もそれを諒解したという新聞報道に言及して、その真偽を確かめている。ダレスは報道を強く否定したものの⁴⁹⁾、上述の日米交渉

から分かるように、実際には米国はすでに国府を講和会議から排除する方針を固めていた。

ダレスの演技は周到であり、訪英前日に顧維鈞と会見した際には、たとえ「中国」問題が解決してもさらに難題は存在し、平和条約成立に確証は持てない、と煙幕を張った。これに対し顧維鈞が、残存する問題とは日本の再軍備と商船保有量の制限をめぐり問題かと尋ねると、ダレスは、意味する所は他にあるが確かに英国、豪州、ニュージーランド等が日本に種々の制限を加えようとしているのは問題であると答えた。顧維鈞はそれに対し、「我が蔣総統は数年前からすでに報復的な講和条約に反対し、寛大を主張していた。ゆえに、我が国は終始一貫して衷心から貴国との協力を望む」と述べて、米国への協力姿勢を強調した⁵⁰⁾。

しかし、6月19日、ダレスと英外相モリソン(Herbert Stanley Morrison)は、講和会議にはいずれの「中国」代表も招請せず、日本の「中国」に対する将来の態度は主権回復後に日本自身が決める必要があるとする「ダレス・モリソン了解」を公表した。その内容は、すでに15日にダレスから顧維鈞にも伝えられている⁵¹⁾。国府にとって、米英間のこの合意は衝撃であった。蔣介石は18日、平等な立場での平和条約参加という国府の立場に抵触する対日講和は、法的・道義的に無効であるばかりか、連合国の共同作戦史上に拭い去れない過誤をもたらしたとする声明を出して、米国の対応を強く非難する⁵²⁾。

こうして、講和会議への参加が叶わなくなった国府は、以後、講和会議で列国が締結する対日平和条約とほぼ同内容の二国間条約を、同時期に日本と締結することに目標を転じ、工作を開始する。その主要な対象となったのは、日本ではなく米国であった。

IV. 対日工作の中止と、吉田書簡の発出

6月18日、米国の駐華大使ランキン(Karl L.

Rankin) と会談した葉公超は、進行中の英米間の協議に言及し、長期にわたる対日戦の戦勝国である国府にとって、講和会議から排除された上に、敗戦国の日本からいずれが「中国」を代表する政府であるかを選択されるのは受け入れられないと抗議した⁵³⁾。同様の趣旨は、何世礼もラスク (David Dean Rusk) 国務次官補に対して述べていたし⁵⁴⁾、顧維鈞もダレスに対して言明している⁵⁵⁾。

国府の官員達が相次いで同趣旨の発言を行ったのは、蔣介石の意向に沿ったものであった。「ダレス・モリソン了解」発表の翌日、蔣介石は、日本に国府と「共匪」の間で選択をさせてはならず、日華講和に対しては米国が必ずその責任を負わなければならないとの指示を出したのである⁵⁶⁾。こうして、名目的にせよ、日本に「中国」問題の選択権を与えるという英米間の合意が、対日工作を実施するという選択肢を国府から奪い取ることになった。これ以後、対日講和問題に関する政治工作は、もっぱら米国を対象とするものに一本化される⁵⁷⁾。7月9日、葉公超と面会したランキンは、以前自分が勧めたように日本側と接触しているかと尋ねるが、葉は、日米間で話し合いが付けられ、国府の地位が安定するまで日本との接触は困難であると否定している⁵⁸⁾。また、6月初旬の時点では、もし対等な立場で講和会議に参加が叶わない場合、日本との戦争状態終了を単独で宣言するという案も外交部では検討されていたが⁵⁹⁾、列国の対日平和条約と同様の条約を結ぶことが至上命題とされた結果、そうした案は選択肢から除外されることとなった⁶⁰⁾。

「ダレス・モリソン了解」は、また、日本にとっても国府側との接触を忌避させる原因となった。そもそも外務省は、「中国」との講和問題の責任を米国に負わせることで英国や国内世論の反発を回避することを期待していたが、「ダレス・モリソン了解」によって日本に選択が委ねられる形になったことにより、日本政府は、英米両国に配慮

する必要性が生じたのである⁶¹⁾。そのため日本政府が採用したのが、国府との条約締結の遷延策であった。米国は日本に対して、「貿易代表」の資格で人員を台湾に派遣し、合わせてその「代表」に条約締結の権限も付与して二国間条約締結の交渉を開始するよう促したが、サンフランシスコ講和会議開催後の9月中旬になっても、日本が国府に対してアプローチをすることはなかったのである⁶²⁾。

こうして、「戦勝国」としての体面を重んじる国府と、「中国」問題に主体的に結論を出したくない日本の思惑が期せずして一致した。それにより日華双方は、平和条約の直接交渉開始にこぎ着けるまでの調整の一切を米国政府に委任したのである。

この間米国は国府に対し、対日平和条約の適用範囲を、その実効支配する領域に限定するよう要求していた。顧維鈞の回想によれば、ダレスは、適用範囲の限定は日本側が提出したもので、同問題が決着するまで米国としても日本に対華講和を促せないと迫ったという⁶³⁾。しかし、日本政府が実際に米国に対してこのような要求をしたかどうかは疑問である。9月に作成された米国の文書には、日本政府は適用範囲問題を提起せず、吉田は、国府との二国間条約の詳細について日本政府内ではいまだ議論されていないと述べた旨記録されている⁶⁴⁾。また、作成日時不明の別の文書では、適用範囲の制限について米国は国府とは話をしたが、日本とはしていないと記されている⁶⁵⁾。後述するダレス訪日に備えて日本外務省が11月から12月にかけて作成した資料においても、日本側は依然として米英両国が「中国」問題について何らかの合意に達することに期待をかけるのみで、適用範囲について検討してはいない⁶⁶⁾。おそらく、適用範囲の限定は、米国が日本政府の意向を忖度したものであったか、日華接近に反対する英国の反発を避けることが目的であったと考えられる。

適用範囲問題は、当然ながら国府側の強い反発を招く。8月21日、蒋介石は対日講和問題について、今後国府は日米に対して主導的な立場を打ち出さなくてはならず、例えば平和条約が条件を満たすものでない場合締結を拒むこともあり得るとし、もし平和条約の存在しない日本との間で紛争が生じた場合、その責任は全て米国が負わなければならないと指示した⁶⁷⁾。しかし、結局9月22日に蒋介石主催で開催された会議で、国府は適用範囲問題に関する二つの案を米側に提示する旨決定する⁶⁸⁾。米側に渡された甲乙二案は、その後10月17日に米側から後者、すなわち、日華間で結ばれる条約の合意議事録に「本条約は、……中華民国政府の支配下に現にあり、及び今後入るすべての領土に適用される」との記録を盛り込むという方式が望ましいとの回答がなされ⁶⁹⁾、国府側もそれを受け入れたことで、同問題はひとまず決着を見る⁷⁰⁾。

米国が対日交渉に臨む態勢はこうして整うが、顧維鈞が批判的に回想しているように、国府が適用範囲問題に執着している間にサンフランシスコ講和会議が開催され、各国と日本との間に平和条約が締結されてしまったことは、日本側の国府に対する立場を強める結果になったことは否めない⁷¹⁾。実際、10月には岡崎勝男官房長官が国府との平和条約締結に否定的な発言を行い、月末には吉田茂が国会答弁で将来の中国との国交正常化の可能性を匂わせるなど⁷²⁾、日本の態度は次第に国府を憂慮させるものになっていったのである⁷³⁾。

12月のダレス訪日は、このような状況の中で、国府との条約締結を日本に明言させるために行われたものであった。ダレスは特に、米上院における親国府色の強い一部議員達が、もし日本が中国と条約を締結した場合、サンフランシスコ平和条約の批准を拒否するという手段に出ることを危惧していた⁷⁴⁾。日本側もダレス来日の意図は承知し

ており、米側の明確な意向が示されたことで、双方の協議は一週間で妥結する。12月24日、日本政府は後に「吉田書簡」と呼ばれることになる書簡をダレス宛に送付した。書簡は翌年1月に米国から公表され、日本の中国非承認と、国府との条約締結の意向が内外に明らかにされたのである⁷⁵⁾。

翌月、日本政府は河田烈率いる全権団を台北に派遣し、平和条約について日華双方の代表による交渉が開始される。それは、顧維鈞が初めてダレスと対日講和問題について話し合ってから約2年後のことであり、第二次世界大戦の終結時から数えれば7年目にして、ようやく実現した直接交渉であった。

おわりに

国民党の機関紙である『中央日報』は1951年1月の社説の中で、日本の共産化を防止し、アジアにおける共産主義の侵略に共同で対抗するために、日本との平和条約を早期に締結しなければならないと論じている⁷⁶⁾。しかし、政府が対日講和問題を処理するにあたっては、しばしばこのような戦略的な思惑よりも、政権の正統性や体面に対する考慮が前面に押し出された。当初、平和条約の中での最優先事項は台湾の法的地位問題であったし、それが米国に拒絶され、国府の講和会議参加も危ぶまれ始めてからは、平和条約の中身よりも「中国」を代表して条約を締結すること自体が重要な問題とされた。また、条約の適用範囲がその実効支配領域に限定されることにも、強い抵抗を示したのである。

これらの問題と比較して、日本の再軍備や工業水準、賠償等の問題はほとんど米華間で争点とはならなかった。もちろん、日本の復興は戦略的観点から歓迎出来るとする議論も存在したが、その一方で、平和条約が上記の体面的な問題に抵触する場合には対日講和の不成立も視野に入れられていたことは、「中国」の正統政権としての体面が

戦略的考慮よりも優先されていたことを物語るものであった。

このような国府にとって、日本が対華講和を希望するかどうかは、重要な懸念材料の一つであった。そのため、対米折衝と同時に対日工作を実施することが計画されていたし、日本側の意向を非公式に探ることも行われていたのである。しかし、「中国」問題の紛糾を恐れた英米両国が、日本側に二つの「中国」の内のいずれかを選択させるという立場を打ち出すことで事態は一変した。戦勝国である国府が、あたかも敗戦国に対して和を請うような形になることは到底受け入れられるものではなかったのである。こうして、対日工作は中止され、対米折衝のみが継続された。

以上のような軌跡を見て来ると、国府は対日講和実現の「目標」と「手法」に関して、度々調整を余儀なくされていたことが分かる。このような目まぐるしい変遷の背景としては、国府の抱く理想的自己像と現実的地位の間に、一貫して隔たりがあったことが指摘出来よう。この隔たりは最後まで埋められることがなく、結局、国府と日本が平和条約の直接交渉を行うに至るまでの下準備は、そのほとんどが米国によって肩代わりされた。戦後日華関係は、戦後処理の結果としてよりも、それぞれの対米関係の文脈の中で幕を開けることとなったわけだが、それは日米の思惑、さらには国際政治の現実がそうさせた面もあったと同時に、国府自身の選択に起因する部分も少なからず存在したのである。

[注]

(1)本稿では、1927年に南京で樹立され、翌年に国際的な承認を得た南京国民政府以降の中華民国政府を、その実効支配領域の変化に関わらず便宜的に“国府”と呼称し、その略称を“華”とする。また、1949年に成立した中華人民共和国政府を“中国”とし、その略称を“中”と記す。

また、括弧つきで「中国」と表記する場合には、国府と中国が共にその正統な政府であると主張するところの、概念としての「中国」を表すこととする。ただし、引用文においては原文の表記を尊重する。

- (2)石井明「中国と対日講和：中華民国政府の立場を中心に」渡辺昭夫・宮里政玄編『サンフランシスコ講和』東京大学出版会、1986年。
- (3)石井明「台湾か北京か：選択に苦慮する日本」渡辺昭夫編『戦後日本の対外政策』有斐閣、1985年、袁克勤『アメリカと日華講和』柏書房、2001年、陳肇斌『戦後日本の中国政策：1950年代東アジア国際政治の文脈』東京大学出版会、2000年、井上正也『日中国交化の政治史』名古屋大学出版会、2010年など。
- (4)殷燕軍『中日戦争賠償問題』御茶の水書房、1996年。
- (5)黄自進「戦後台湾主権爭議與『中日和平条約』」『中央研究院近代史研究所集刊』第54期、2006年12月、林滿紅『獵巫、叫魂與認同危機：臺灣定位新論』黎明文化、2008年。
- (6)廉徳魂「顧維鈞と吉田書簡の起源」『年報・日本現代史』7号、2001年は、本稿と問題意識の一部を共有するが、主に顧維鈞の回想録に依拠しており、顧以外のアクターの動向は十分には分からない。劉維開「蔣介石與『中日和約』」黄克武主編『遷臺初期的蔣中正』中正記念堂、2011年は、政策決定過程における蔣介石の役割を分析しているが、国府にとっての対日平和条約締結の意義や具体的な実現努力の内容については言及が少ない。
- (7)中国社会科学院近代史研究所訳『顧維鈞回憶録 第9分冊』中華書局、1989年、6頁（以下、『顧維鈞回憶録⑨』）。
- (8)「速訂対日和約立委提出議案」『中央日報』1950年3月26日。
- (9)外交部發顧維鈞宛（1950年5月7日）「対日和

- 約一冊」B-210-I, Wellington Koo Papers, Box 151, Rare Book & Manuscript Library, Columbia University, New York (以下, Koo Papers)。
- (10)「『単独』で順次拡大 対日講和・政府の見解」『朝日新聞』朝刊, 1950年6月2日。
- (11)顧維鈞發外交部宛(1950年6月2日)「対日和約一冊」B-210-I, Koo Papers, Box 151。
- (12)United States. Dept. of State, *Foreign Relations of the United States*, 1950, vol. 7, Washington: U. S. G. P. O, 1976, pp. 202-203。
- (13)中華民国外交問題研究会編『中日外交史料叢編(八) 金山和約與中日和約的關係』中華民国外交問題研究会, 1966年, 6頁(以下, 『金山和約』)。
- (14)「カイロ宣言」竹内実・21世紀中国総研編『[必読] 日中国交文献集』蒼蒼社, 2005年, 248-249頁。
- (15)「葉外長声明」『中央日報』1950年6月29日。
- (16)周宏濤口述, 汪士淳執筆『蔣公與我: 見證中華民國關鍵變局』天下遠見, 2003年, 284-285頁。
- (17)周の回想録は彼自身がつけていた日記を基に執筆されたという。周宏濤, 同上書, 4頁。しかし, 蔣介石の言行を記録した秦孝儀総編纂『總統蔣公大事長編初稿 卷九』財団法人中正文教基金会, 2002年の8月19日の条(231頁)には, 同会議についての記述がない。
- (18)葉公超發顧維鈞宛(1950年9月16日)「対日和約一冊」B-210-I, Koo Papers, Box 151。
- (19)顧維鈞發王世杰宛(1950年10月27日)『蔣中正總統文物』典藏号002090103001252, 新店, 国史館。
- (20)「対日講和七原則」は, 11月24日に国務省から正式に公表された。細谷千博『サンフランシスコ講和への道』中央公論社, 1984年, 113頁。
- (21)『金山和約』7-8頁。
- (22)「十月卅一日晚七時陳院長在其官邸招集會議討論対日和約問題及聯合國有關台湾各案之因應辦法」(1950年10月31日)「対日和約」『外交部檔案』檔号012.6/0035, 台北, 中央研究院近代史研究所。
- (23)「關於美方所提対日和約節略之因應方案説明書」(1950年11月4日)『蔣中正總統文物』典藏号002020400053021, 新店, 国史館。
- (24)「關於美方所提対日和約節略之因應方案説明書」「対日和約一冊」B-210-I, Koo Papers, Box 151。
- (25)顧維鈞發外交部宛(1950年11月8日)「対日和約」『外交部檔案』檔号012.6/0035, 台北, 中央研究院近代史研究所。
- (26)『金山和約』16頁。
- (27)『顧維鈞回憶録⑨』187頁。
- (28)「關於日本賠償帰還及工業水準等問題之説帖」中華民国外交問題研究会『中日外交史料叢編(七) 日本投降與我国対日態度及対俄交渉』中華民国外交問題研究会, 1966年, 322頁。
- (29)同上書, 322-326頁。
- (30)『金山和約』, 14頁。
- (31)同上書, 13頁。
- (32)同上書, 22頁。
- (33)同上書, 28頁。
- (34)United States. Dept. of State, *Foreign Relations of the United States*, 1951, vol. 6, Washington: U. S. G. P. O, 1977 (以下, *FR*, 51, vol. 6), p. 953。
- (35)『金山和約』76頁。
- (36)秦孝儀総編纂『總統蔣公大事長編初稿 卷十』中正文教基金会, 1993年(以下, 『大事長編初稿⑩』), 100頁。
- (37)同上書, 101頁。
- (38)「關於美方所提対日和約稿之説帖」(1951年4月10日)「対日和約」『外交部檔案』檔号012.6/0039, 台北, 中央研究院近代史研究所。
- (39)「行政院対日和約問題研究小組第二次會議記錄」(1951年4月16日)「対日和約」『外交部檔案』檔号012.6/0040, 台北, 中央研究院近代史研究所。
- (40)「行政院呈蔣中正対日和約研究小組認為最主要

- 問題為取得参加簽約問題」(1951年4月)『蔣中正總統文物』典藏号002020400053030, 新店, 国史館。
- (41) 吉田茂と何世礼のやりとりは, 外交部に記録が存在する。「四十年四月五日何团长世礼與日本首相吉田茂談話紀錄」(1951年4月5日)「対日和約」『外交部檔案』檔号012.6/0040, 台北, 中央研究院近代史研究所。
- (42) 『大事長編初稿⑩』105-106頁。
- (43) 「王世杰呈蔣中正董顯光與日本首相吉田茂關於対日和約等問題談話摘要」(1951年5月7日)『蔣中正總統文物』典藏号002020400053035, 新店, 国史館。
- (44) 同上。董顯光には自伝が存在するが, 吉田との会談については記されていない。董顯光英文原著・曾虛白訳『董顯光自伝: 一個中国農夫の自述』台湾新生報社, 1973年。
- (45) 「顧大使與杜勒斯第七次談話紀錄」(1951年5月31日)「顧維鈞大使與杜勒斯談話紀錄」『外交部檔案』檔号012.6/0158, 台北, 中央研究院近代史研究所。
- (46) 外務省編纂『平和条約の締結に関する調書』第一冊, 巖南堂書店, 2002年(以下, 『調書』), 292-295頁。
- (47) 同上書, 296-297頁。
- (48) 井上正也, 前掲書, 20頁。楠綾子『吉田茂と安全保障政策の形成: 日米の構想とその相互作用 1943~1952年』ミネルヴァ書房, 2009年, 180頁。吉田自身は, 回想録の中で「私としては, 台湾との間に修好関係が生じ, 経済関係も深まることは, 固より望むところであったが, それ以上に深入りして, 北京政府を否認する立場に立つことも避けたかった」と記しているが, 当時の言動を見る限り, こうした叙述には疑問が生じる。吉田茂『回想十年』第2巻, 新潮社, 1957年, 72頁。
- (49) 「顧大使與杜勒斯第七次談話紀錄」(1951年5月31日)「顧維鈞大使與杜勒斯談話紀錄」『外交部檔案』檔号012.6/0158, 台北, 中央研究院近代史研究所。
- (50) 『金山和約』37-38頁。
- (51) 同上書, 78頁。
- (52) 『大事長編初稿⑩』157-159頁。
- (53) 『金山和約』83頁。
- (54) *Conversations with Mr. Dean Rusk in his room at the Imperial Hotel*, (1951年11月4日)「対日和約」『外交部檔案』檔号012.6/0059, 台北, 中央研究院近代史研究所。
- (55) 『金山和約』136頁。
- (56) 『大事長編初稿⑩』160頁。
- (57) 7月19日の国民党中央改造委員会第一七三次会議で, 蔣介石は対日講和問題に関する宣伝について指示を出す, その対象は米国のみで, 日本に対しては言及しなかった。同上書, 217頁。
- (58) 『金山和約』60頁。
- (59) 「關於我争取参加対日和約問題之說帖」(1951年6月6日)「対日和約」『外交部檔案』檔号012.6/0043, 台北, 中央研究院近代史研究所。
- (60) 「總統府代電」(1951年11月22日)「対日和約」『外交部檔案』檔号012.6/0059, 台北, 中央研究院近代史研究所。
- (61) 井上正也, 前掲書, 20-21頁。日本政府の思惑は, 米側にも看取されていた。*FR*, 51, vol. 6, p. 1162.
- (62) 『金山和約』162頁。もっとも, 8月に日本は, 元蔵相の河田烈を財政顧問として派遣する構想を間接的に国府に打診するが, 和平交渉の全権という立場が明確でないとして拒絶されるという経緯があった。『大事長編初稿⑩』251頁。
- (63) 『顧維鈞回憶録⑨』, 179, 181頁。
- (64) *FR*, 51, vol. 6, p. 1314.
- (65) *Ibid.*, p. 1400.
- (66) 『調書』424, 428-429, 436-437頁。
- (67) 『大事長編初稿⑩』252頁。

- (68)周琇環編『戦後外交部工作報告（民国三十九年至四十二年）』国史館，2001年，247頁。
- (69) *FR*, 51, vol. 6, pp. 1362–1363.
- (70)秦孝儀主編『中華民國重要史料初編：対日抗戦時期 第七編 戦後中国（四）』中国国民党中央委员会党史委员会，1981年，754–755頁。
- (71)『顧維鈞回憶録⑨』261頁。
- (72)『金山和約』，170–173頁。
- (73)例えば，顧維鈞は，主権回復後の日本が中国共産党政権やインドと提携して「アジア人のためのアジア政策」を実施し，中立傾向を高める可能性を米側に警告していた。顧維鈞発葉公超宛（1951年11月29日）「対日和約」『外交部檔案』檔号012.6/0060，台北，中央研究院近代史研究所。
- (74)細谷千博，前掲書，282–283頁。
- (75)この間の経緯については，井上正也，前掲書，29–35頁。
- (76)「社論 対日和約」『中央日報』1951年1月27日。

[付記] 本稿は，平成24年度公益財団法人りそなアジア・オセアニア財団国際交流活動助成による研究成果の一部である。執筆にあたっては多くの方々からご助力を頂いたが，とりわけ青山学院大学図書館参考係高池宣彦氏，東京大学大学院高澤洋志氏には大変お世話になった。記して感謝を申し上げたい。